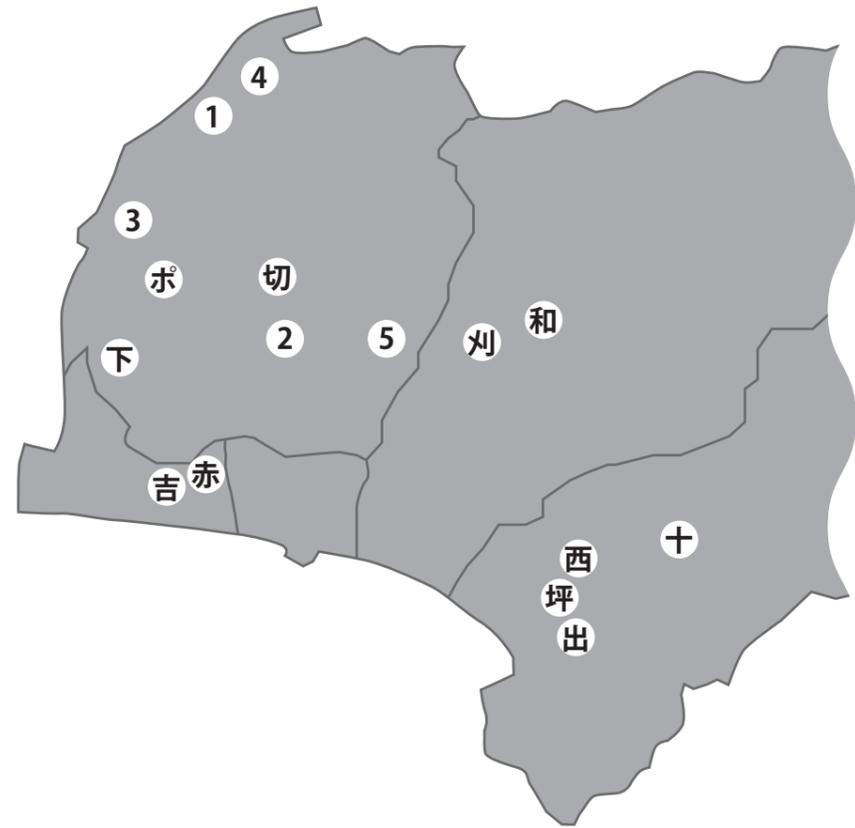


■香南市の水道水源保全区域



- | | |
|--------------------------|--------------------|
| ①・・・第1水源地(野市町父養寺) | 刈・・・刈谷水源地(香我美町徳王子) |
| ②・・・第2水源地(野市町西野) | 和・・・和田橋水源地(香我美町下分) |
| ③・・・第3水源地(野市町西野) | 吉・・・吉川水源地(吉川町古川) |
| ④・・・第4水源地(野市町西佐古) | 赤・・・赤岡水源地(吉川町古川) |
| ⑤・・・第5水源地(野市町土居) | 十・・・十ノ木水源地(夜須町十ノ木) |
| ホ・・・第3水源ポリテク補助水源地(野市町西野) | 西・・・西山補助水源地(夜須町西山) |
| 切・・・第3水源切石補助水源地(野市町西野) | 坪・・・坪井水源地(夜須町坪井) |
| 下・・・第3水源下高田補助水源地(野市町下井) | 出・・・出口水源地(夜須町出口) |

※各水源地の詳細、200m区域内の地図は上下水道課にお問い合わせください



■上下水道課 ☎57-8512

～「香南市水道水源保全条例」が
令和3年1月1日から施行されます～

■ 条例の概要 ■

この条例は、本市の水道にかかわる水質の汚濁防止および水量の確保をするため、その水源を保全し、もって市民の生活および健康を守ることを目的としています。

水道水源保全区域(水道水源地から半径200m以内の区域)において、対象行為を行おうとする人および対象行為の変更を行おうとする人(事業者)は、あらかじめ市長と事前協議が必要となります。また事業者は、関係地域の住民に説明会等を開催し、内容等を周知しなければなりません。なお、現在設置されている井戸等については、協議は必要ありませんが、地下水の採取量、揚水機能力または井戸の堀替え等の変更をしようとする場合は協議が必要となります。

■対象行為とは次のようなことをいいます



建築工において深さ10メートルを超える「杭打ち工事」または「地盤改良工事」



「揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートル以上の井戸等の築造工事」(吐出口が2つ以上あるときは、その断面積の合計)



「深さ10メートルを超える井戸等の築造工事」



地下水の採水量が日量20立法メートルを超える施設の築造工事



水道水源の水質の保全または水量の確保に影響をおよぼす恐れがある工事など

対象行為を行う方は、必要な手続き等について上下水道課にお問い合わせください！

